知立市農地マッチング事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、知立市における農地の有効利用、遊休農地の発生防止及び解消並びに農業の担い手の確保を図るため、市が実施する農地の貸借に係る情報提供及び調整に関する事業（以下「農地マッチング事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「農地情報バンク」とは、貸付けを希望する農地に関する情報を市が登録及び管理し、農地の借受けを希望する者に提供するための制度をいう。

２　この要綱において「所有者」とは、貸付けを希望する農地を所有する者をいう。

３　この要綱において「借受希望者」とは、農地を借り受けて農業を行うことを希望する者をいう。

（事業の内容）

第３条　農地マッチング事業は、所有者及び借受希望者の情報を収集し、双方の希望条件等を確認した上で、農地の貸借につながるよう情報提供及び調整を行うものとする。

２　市は、農地の貸借の相手方、貸借条件その他の契約内容を当事者に代わって決定するものではない。

３　農地の貸借に必要な手続は、農地法（昭和２７年法律第２２９号）その他関係法令に基づき、所有者及び借受希望者が、農業委員会その他関係機関（以下「関係機関」という。）と必要な調整を行った上で行うものとする。

（対象となる農地）

第４条　農地マッチング事業の対象となる農地は、市内に存する農地のうち、所有者が貸付けを希望し、農地として適正に利用することが可能なものとする。

２　前項の規定にかかわらず、農地の状況、利用目的、周辺農地への影響その他の事情を勘案し、市が事業の対象とすることが適当でないと認める農地は、対象としないことができる。

（農地の登録）

第５条　所有者は、知立市農地情報バンク登録申請書（様式第１）を市長に提出す

るものとする。

2　市長は、前項の申請を受けたときは、所有者の権利関係、農地の所在地、面積、現況その他マッチングに必要な事項を確認し、適当と認める場合は農地情報バンクに登録するものとする。

3　農地情報バンクに登録する情報は、マッチングに必要な範囲で整理するものとする。

（登録内容の変更及び抹消）

第６条　所有者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を抹消しようとする場合は、知立市農地情報バンク登録変更・抹消届（様式第２）を市長に提出するものとする。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報バンクの登録を抹消することができる。

(1)所有者から登録抹消の申出があったとき。

(2)農地の貸借が成立したとき。

(3)農地としての利用が困難となったとき。

(4)登録内容に重大な変更又は誤りがあると認められるとき。

(5)その他市長が登録を継続することが適当でないと認めるとき。

（借受希望者の利用申請）

第７条　農地マッチング事業の利用を希望する者は、知立市農地マッチング利用申請書（様式第３）を市長に提出するものとする。

2　前項の利用申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 希望する農地の地域、面積その他の条件

(2) 作付予定作物

(3) 農業への従事予定日数及び時間

(4) 農業経験又は研修経験

(5) 農機具、資材その他営農に必要なものの確保状況

(6) 農地までの通作方法

(7) その他市が必要と認める事項

3　市長は、申請者に対し、必要に応じて、本人確認書類、営農計画その他の資料の提出を求めることができる。

（借受希望者の確認）

第８条　市長は、前条の利用申請を受けたときは、申請内容、農地の適正利用の可能性その他必要な事項を確認するものとする。

２　市長は、前項の確認に当たっては、特定の面積又は年間従事日数のみを基準とすることなく、希望する農地の状況及び申請者の営農能力等を総合的に勘案するものとする。

３　市長は、必要に応じて、申請者との面談、関係機関への照会その他必要な確認を行うことができる。

４　市長は､農地を適正かつ継続的に利用することが困難であると認める場合には、申請者をマッチングの対象としないことができる。

（農地情報の提供）

第９条　市は、農地情報バンクに登録された農地について、借受希望者に対し、マッチングに必要な情報を提供するものとする。

２　農地情報バンクに登録された農地の概要は、市の窓口において確認することができるものとする。

３　農地の詳細な所在地その他公開することが適当でない情報については、マッチングに必要な範囲で、申請者に対し提供するものとする。

（マッチング）

第１０条　市は、農地情報バンクに登録された農地と申請者（第８条第４項の規定によりマッチングの対象外とされた者を除く。以下同じ。）の希望条件を照合し、条件が適合すると認められる場合は、所有者及び申請者に対して必要な情報提供を行うものとする。

２　マッチングに当たっては、農地の面積、形状、立地、作付予定作物、通作可能性その他農地の適正な利用に必要な事項を考慮するものとする。

３　市は、同一の農地について複数の申請者からの借受希望がある場合には、当該申請者に関する必要な情報を所有者に提供するものとする。

４　農地の貸付けの相手方及び貸借条件については、所有者と申請者との協議により決定するものとする。

（所有者と申請者との協議）

第１１条　マッチングの対象となった所有者及び申請者は、貸借条件について協議するものとする。

２　協議においては、次に掲げる事項その他必要な事項を確認するものとする。

(1) 貸借期間

(2) 賃料その他の金銭的負担
(3) 作付予定作物
(4) 農業用水及び農道の利用
(5) 草刈りその他の日常的な農地管理
(6) 農薬及び肥料の使用
(7) 農機具及び資材の取扱い
(8) 契約終了時の取扱い
(9) その他当事者が必要と認める事項

３　協議の結果、貸借について合意した場合は、所有者及び申請者は、農地法その他関係法令に基づく必要な手続を行うものとする。

（マッチング不成立の場合）

第１２条　所有者と申請者との協議が成立しなかった場合は、市は、必要に応じて、その状況を確認するものとする。

２　市は、所有者又は申請者の希望に応じ、他の農地又は他の申請者との再度のマッチングを行うことができる。

３　所有者が登録の継続を希望する場合は、当該農地を農地情報バンクに継続して登録することができる。

（関係機関との連携）

第１３条　市は、農地マッチング事業の実施に当たり、関係機関と連携するものとする。

２　市は、必要な範囲において、関係機関から農地、営農及び農業技術等に関する情報提供又は助言を受けることができる。

（個人情報の取扱い）

第１４条　市は、農地マッチング事業において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令に従い、事業の実施に必要な範囲で適正に取り扱うものとする。

２　市は、所有者及び借受希望者に関する情報を関係機関又はマッチングの相手方に提供する場合は、マッチングに必要な範囲に限るものとする。

（費用負担）

第１５条　農地マッチング事業の利用に係る市の手数料は、徴収しないものとする。

２　農地の貸借契約の締結その他の法的手続に要する費用については、関係法令及び当事者間の協議により定めるものとする。

（事業の停止等）

第１６条　市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該農地又は借受希望者について、マッチングを停止し、又はマッチングの対象としないことができる。

(1) 虚偽の申請があったとき。

(2) 農地を適正に利用することが困難と認められるとき。

(3) 関係法令に違反するおそれがあると認められるとき。

(4) その他事業の実施に支障があると認められるとき。

（市の責任範囲）

第１７条　市は、農地情報の提供及びマッチングに必要な調整を行うものであり、所有者と申請者との間で締結される貸借契約その他の私人間の契約について、その成立、内容又は履行を保証するものではない。

２　市は、農地の現況、権利関係その他について確認できる範囲で情報を提供するものとし、所有者及び申請者は、契約締結に当たり必要な事項を自ら確認するものとする。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、農地マッチング事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に、改正前の知立市農地マッチング事業実施要綱の規定によりなされた登録、申請その他の手続は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。